

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から17年6月までは22万円、同年7月から19年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月から21年4月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑬までの標準賞与額に係る記録については、平成15年8月7日を13万円、同年12月7日を14万円、16年8月7日を13万円、同年12月7日を14万7,000円、17年8月7日、同年12月7日及び18年8月22日を13万7,000円、同年12月7日及び19年8月7日を13万4,000円、同年12月7日及び20年8月7日を13万1,000円、同年12月7日を12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月1日から21年10月1日まで
② 平成15年8月7日
③ 平成15年12月7日
④ 平成16年8月7日
⑤ 平成16年12月7日
⑥ 平成17年8月7日
⑦ 平成17年12月7日
⑧ 平成18年8月22日
⑨ 平成18年12月7日
⑩ 平成19年8月7日

- ⑪ 平成 19 年 12 月 7 日
- ⑫ 平成 20 年 8 月 7 日
- ⑬ 平成 20 年 12 月 7 日
- ⑭ 平成 21 年 8 月 7 日

私が A 社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している上、申立期間②から⑭までに支給された賞与も記録されている標準賞与額と相違していると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに B 市が保管する申立人に係る給与支払報告書及び住民税の賦課資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月から 17 年 6 月までは 22 万円、同年 7 月から 19 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 19 万円、同年 11 月から 21 年 4 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険標準報酬算定基礎届により、事業主は申立人の報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 10 年 12 月から 15 年 3 月までについては、上記給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちのいずれかが、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成 10 年 1 月から同年 11 月までの期間及び 21 年 5 月から同年 9 月までの期間については、申立人は給与明細書を所持していない上、A 社も申立人に係る賃金台帳等を保管しておらず、B 市が保

管する住民税の賦課資料等によっても当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について推認することができず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②から⑭までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑬までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びにB市が保管する給与支払報告書及び住民税の賦課資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年8月7日を13万円、同年12月7日を14万円、16年8月7日を13万円、同年12月7日を14万7,000円、17年8月7日、同年12月7日及び18年8月22日を13万7,000円、同年12月7日及び19年8月7日を13万4,000円、同年12月7日及び20年8月7日を13万1,000円、同年12月7日を12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険賞与支払届により、事業主は申立人の賞与額をオンライン記録どおりに届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は賞与支給額又は保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑭については、申立人は賞与明細書を所持していない上、B市が保管する住民税の賦課資料等によっても当該期間の厚生年金保険料控除額及び賞与額について推認することができず、ほかに申立人の当該期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月25日から同年8月11日まで

私は、昭和47年4月にC社に入社して以来、平成19年10月に退職するまで、グループ内の事業所に継続して勤務したが、同社からA社に異動した際の厚生年金保険記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、同社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は同社のグループ企業に継続して勤務し（昭和50年7月25日にC社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和50年8月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同じ日付でC社からA社に異動した全員が昭和50年7月25日にC社において被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年8月11日にA社において被保険者資格を取得していることから、事業主が同日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和50年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る同年7月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社に異動したが、異動した時の厚生年金保険の記録に未加入期間が生じているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の承継会社であるC社及びA社の当時の社会保険事務担当者は、B社はA社の承継会社であり、転籍した従業員に勤務の空白期間は無かったと回答しているとともに、C社は、申立期間当時、A社に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できると回答していることから、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、承継会社は資格喪失日を誤って平成10年5月31日と届け出たと回答している上、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主

が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和39年1月から平成15年8月までA社に勤務したが、B支店からC支店に所属が変更になった際の厚生年金保険の加入記録に欠落があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社の回答等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書における資格喪失日が昭和44年11月30日となっていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年11月の保険料について納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年1月から同年7月まで

私の妻は、平成元年1月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付してくれたはずであるが、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立期間においてA市（現在は、B市）で払い出された国民年金手帳記号番号について確認したが、申立人の名前は無く、欠番も見当たらない上、オンライン記録により氏名検索を行っても申立人の国民年金加入記録は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、申立人の妻が自身の保険料と一緒に納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の妻の申立期間に係る保険料については、平成元年1月から同年3月までの保険料は社会保険事務所（当時）が過年度保険料として収納し、同年4月から同年7月までの保険料はA市が現年度保険料として収納していることが確認できることから、申立人の保険料についても同様に取り扱われた上で納付が記録されなかったということになるが、申立人に係る収納事務について同時期に複数の機関の処理に誤りが生じる可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続き及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の保険料を納付したとされる申立人の妻も申立人の保険料

の納付状況等について具体的な記憶を有していない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 63 年 6 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に農業者年金に加入した際に国民年金の付加年金にも加入し、付加保険料を納付していたが、申立期間が国民年金の定額保険料のみの納付記録となっており、付加保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、農業者年金に加入した昭和 57 年 4 月に、国民年金の付加年金にも加入したと主張しているところ、A市の申立人に係る国民年金納付者リストを見ると、申立人が付加保険料の納付の申出（国民年金法第 87 条の 2 第 1 項）を行った年月は 63 年 7 月と記録されており、オンライン記録と一致している上、既に付加保険料の納付の申出を行い付加保険料を納付中の者について、同市が再度付加保険料の納付の申出を受理することも考え難い。

また、独立行政法人農業者年金基金が保管する農業者年金被保険者資格取得届から、申立人が農業者年金の加入手続を行った時期は昭和 58 年 9 月であり、57 年 4 月に遡って資格取得していることが確認できることから、当該加入手続の時点では、同年 4 月まで遡って国民年金の付加保険料を納付することが可能であるが、申立人は定額保険料とは別に付加保険料のみを遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、A市及び社会保険事務所（当時）が、申立期間の 6 年 3 か月という長期間にわたり継続して付加保険料の納付記録を誤り続けるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月

年金事務所から、私のA社における厚生年金保険の記録において、平成 17 年 7 月の賞与に係る標準賞与額の記録が反映されていない可能性がある旨の文書が届いたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「平成 17 年 7 月の賞与の対象期間は 16 年 11 月 16 日から 17 年 5 月 15 日までであるが、申立人は当該期間において、賞与の支給の対象とならない『加工パート』であったために、同年 7 月の賞与は支給していない。」と回答している上、同社から提出された申立人の雇用区分及び契約条件変更に係る部内決裁書の写しによっても、申立人が平成 17 年 6 月 16 日付けで賞与の支給の無い契約条件の「加工パート」から賞与の支給の有る契約条件の「事務パート」に雇用区分が変更となったことが確認できる。

また、申立人は平成 17 年 7 月の賞与に係る賞与明細書を所持しておらず、当該賞与の支給について具体的な記憶も有していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。